

(令和3年10月13日 庁議)

部等名 総務部

件名	令和4年度当初予算編成方針について（協議）
経緯	○ 令和4年度当初予算の編成に当たり、その基本的な方針を策定する必要がある。
内容	<p>○ 本県における令和2年度末の県債残高は9,741億円にのぼり、高い水準で推移しているほか、近年は継続して多額の財源不足が発生している状況である。</p> <p>○ このように、厳しい財政環境にあるとはいえ、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に向け、施策・事業等をスピーディーに実行し、県民の期待に応えていく必要がある。</p> <p>○ このため、令和4年度予算は、徹底した歳出の見直しや、財源と人的資源の重点的、効率的配分を行うなど創意と工夫を重ねるとともに、国からの補助金や有利な交付税措置のある県債の活用、県政に理解がある方々からの寄附金の獲得などの歳入確保努力を徹底し、少ない県負担で大きな事業効果が得られるよう努め、総合計画に基づき、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に向けた施策については、積極的に計上する。</p> <p>○ また、新型コロナウイルス感染症対策についても、国からの補助金等を最大限活用し、引き続き必要な経費を計上する。</p> <p>○ なお、国の動向や県内の経済情勢を注視し、機動的かつ効果的に施策を展開していくため、今後の予算編成方針の取り扱いについては、必要に応じて弾力的な運用を図ることとする。</p>

## 令和4年度当初予算編成方針

本県においては、令和2年3月に「感染拡大防止と医療提供体制の整備」、「県民生活に与える影響の最小化」、「県内経済の安定化・反転攻勢に向けた対策」の3つの柱からなる「山梨県新型コロナウイルス感染症関係総合対策」を策定し、以降、新型コロナウイルス感染症による厳しい影響から県民の命と経済を守るために、グリーン・ゾーン認証制度をはじめとする様々な防護措置を講じてきたところであるが、いまだにその収束は見通せず、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題となっている。

国においては、令和4年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととし、先般「令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を公表したところであり、歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

国の財政は、歳出のうち約4割を国債に依存し、債務残高が1,019兆円にのぼり、地方財政についても、特例的な地方債の増発等によって多額の財源不足を補填してきており、その結果、債務残高が193兆円に累積するなど、国・地方ともに極めて厳しい財政状況が続いている。

本県においても、令和2年度末の県債残高は9,741億円にのぼり、高い水準で推移しているほか、近年は継続して多額の財源不足が発生しており、財政調整基金等の主要基金の取り崩しを余儀なくされている。

また、現時点では、国の予算や地方財政対策の内容が明らかでないことから、来年度の本県財政について、的確に見通すことは困難である。県内景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、サービス消費を中心に引き続き厳しい状態にあるものの、基調としては持ち直しており、県税収入に一定の増加は見込める。一方、臨時財政対策債を含む実質的な交付税については、減少が見込まれる状況である。

このように、厳しい財政環境にあるとはいえ、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に向け、施策・事業等をスピーディーに実行し、県民の期待に応えていく必要がある。

このため、令和4年度予算は、徹底した歳出の見直しや、財源と人的資源の重点的、効率的配分を行うなど創意と工夫を重ねるとともに、国からの補助金や有利な交付税措置のある県債の活用、県政に理解がある方々からの寄附金の獲得などの歳入確保努力を徹底し、少ない県負担で大きな事業効果が得られるよう努め、総合計画に基づき、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に向けた施策については、積極的に計上する。

また、新型コロナウイルス感染症対策についても、国からの補助金等を最大限活用し、引き続き必要な経費を計上する。

なお、国の動向や県内の経済情勢を注視し、機動的かつ効果的に施策を展開していくため、今後の予算編成方針の取り扱いについては、必要に応じて弾力的な運用を図ることとする。

1 各部局においては、組織・人員体制や、働き方改革の推進といった観点を踏まえ、最大の事業効果が得られる適切な業務量について十分に考慮することとし、新規の施策を要求するに当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、既存の事務事業を着実に見直した上で予算要求を行うこととし、新規事業1件につき、廃止事業1件以上を要することとする。ただし、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業は除く。

2 国の補助金や有利な交付税措置のある県債のほか、新たな使用料・手数料の開拓、未利用財産の売却・貸付、ネーミングライツや広告料収入、ふるさと納税、更にはクラウドファンディングによる民間資金の獲得など、あらゆる工夫を講じ、歳入の確保に全力で取り組むこととする。

また、これまでの枠組みにとらわれない新たな行政課題についても、財源を確保しながら施策を展開していくため、寄附額により事業量を増加させることも想定した新たな方式の事業を積極的に計上するものとする。

3 新規事業はもちろんのこと、既存事業についても、活用可能な財源を徹底的に確認・洗い出しを行い、県負担の抑制に努めることとする。

投資的経費のうち、公共事業、県単独公共事業については、国の補助金に加え、有利な交付税措置のある県債を積極的に活用することにより、県負担を抑制しながら事業費の確保に努めることとし、詳細については別途指示する。

また、その他の施設・設備の整備については、原則として、有利な財源が見込めるものを優先的に整備することとし、財源措置のないものについては、喫緊性を勘案しつつ、事業の実施時期等を調整することとする。

4 公共施設・出資法人の事業及び運営については、指定管理施設・出資法人調査特別委員会での審査や公共施設等総合管理計画に基づく施設のあり方検討、県出資法人経営健全化プラン、個別法人の改革プランを踏まえ、事業目的、事業効果、運営方法などを十分に検証し、効率化を図った上で計上するものとする。

5 県単独補助金については、社会経済情勢の変化や所期の目的の達成状況、県と市町村や民間団体等の関係を踏まえた役割分担の明確化、全国水準との比較などといった見直しの観点を踏まえ、補助目的や行政効果などを十分に検討し、不断の見直しを行うこととする。

- 6 試験研究機関の研究費については、産業界や県民のニーズに的確に対応するとともに、新技術の開発や新産業の創出に向け、実現性や波及効果などを十分に検討し、重点化、効率化に努めるものとする。
- 7 電気事業により生み出された利益を広く県民に還元するため、引き続き電気事業会計からの繰入金を確保し、本県の未来を見据えた子育て支援や教育環境の向上等の事業に活用することとする。
- 電気事業会計からの繰入金の一部に加え、法人県民税法人税割に係る超過課税や県有資産の活用高度化による増収分は、やまなし教育環境・介護基盤整備基金に積み立て、少人数学級の推進、介護待機者ゼロ社会の実現に向けた事業に活用することとする。
- 8 ブランドプロモーション事業については、「地域プロモーション戦略」に基づき、重点化・効率化を図った上で計上するものとする。
- 9 消費税及び地方消費税については、法令の定めるところに従い、適切な転嫁を行うものとする。
- 10 以上を踏まえ、令和4年度当初予算の見積りに当たっては、次の要領で見積もることとする。
- (1) 投資的経費
    - ア 公共事業費、県単独公共事業費 別途指示
    - イ 継続費、債務負担行為を設定している事業 令和4年度の設定額
    - ウ それ以外の投資的経費 所要額
  - (2) 義務的経費（別途指示する事業・項目に係る経費）  
所要額
  - (3) 義務的経費に準ずる経費（別途指示する事業・項目に係る経費）  
所要額
  - (4) 試験研究費  
別途指示する額の範囲内
  - (5) ブランドプロモーション事業費  
別途指示する額の範囲内
  - (6) 経常経費  
別途指示する額の範囲内

(7) その他行政経費

令和3年度当初予算の一般財源の90%の範囲内の額で見積もること。

ただし、以下の特別分に該当する場合は、財政課と事前協議の上、見積もることとする。

① 削減額の上乗せ分

次の項目により、一般財源を削減した場合は、削減額を上乗せして要求することができるものとする。

ア シーリング対象外経費の見直し 削減額

イ 事業の廃止 削減額の20%

ただし、国制度の廃止や終期設定、単なる事業の組み替え等によるものを除く。

② 増収額等の上乗せ分

次に例示するような、新たな工夫を講じたことによる歳入確保を行った場合、増収見込額を上乗せして要求できるものとする。

- ・ 繁忙期の駐車場有料化、県外者向け利用料金の設定などによる使用料・手数料の確保（指定管理者制度導入施設にあっては、委託料の減や還元金の増）
- ・ 未利用土地等の貸付、生産物の売り払いなどによる財産収入の確保
- ・ ネーミングライツ、広告料収入の新規開拓

ただし、既存事業にクラウドファンディングや企業版ふるさと納税による資金を活用する場合、一般の方や企業からの寄附金という性格上、収入額を見込むことは極めて困難であるため、前年度の実績額を翌年度に上乗せして要求することができるものとする。

③ その他の特別分

次の項目について、所要額を要求することができるものとする。

ア 令和3年度に実施した主要施策・事業協議に提出された新規事業

イ 全国規模のイベント等で多額の経費を要する事業

ウ 施設の新・増設に伴う管理的経費の増加額

エ 県の支出が義務化しているため、事業の見直しが困難であるとして、別途指定する事業

オ 主要施策・事業協議を経て令和3年度に新規に計上した事業のうち、別途指定する事業

カ 新型コロナウイルス感染症対策に該当する事業のうち、別途指定する事業

キ その他、総合計画に掲載された施策を進める上で、特に必要な別途指定する事業

- 11 新型コロナウイルス感染症に対応した緊急対策については、次のとおりとする。
- (1) 「感染拡大防止と医療提供体制の整備」に該当する事業及び国からの補助金等を活用した事業については、所要額を要求することができるものとする。
  - (2) その他の県単独事業（「県民生活に与える影響の最小化と新しい生活様式への対応」及び「県内経済の安定化・反転攻勢に向けた対策」に該当する事業）については、国の交付金等の財源措置が判明した時点で、追加要求を認めることとする。

なお、予算見積書の付属資料を簡易なものとするにより聞き取り時間の縮減などを図り、予算編成作業全体にわたる効率化と作業時間の短縮を徹底する。